

国立研究開発法人物質・材料研究機構

桜地区高圧ガス製造施設危害予防規程

平成13年6月14日

13規程第50号

改正：平成21年6月11日 21規程第88号

改正：平成27年3月24日 27規程第80号

改正：平成31年3月12日 2019規程第12号

改正：令和2年8月25日 2020規程第48号

改正：令和5年2月28日 2023規程第66号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）桜地区の高圧ガス製造施設における保安維持に必要な事項を定め、もって人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

用語の定義

第2条 この規程において使用する用語は、法の使用する用語の例によるほか、次のように定める。

(1) 保安規則等

一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）、容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）、特定設備検査規則（昭和51年2月17日通商産業省令第4号）及びこれらに基づく告示、通達等をいう。

(2) 規程類

当機構が制定した規程、規則、基準、規格等をいう。

(3) 協力会社

保全、工事、受入等に関連する作業を行う外部業者をいう。

(危害予防規程の位置付け等)

第3条 この規程（以下「危害予防規程」という。）は、法により制定することが義務づけられた桜地区における特別の規程であり、別に定める保安教育計画と一体のものとして実施することにより災害を防止するものとする。

第2章 保安管理体制

(桜地区内の組織)

第4条 保安管理の組織は原則として、次のように定める。

(1) 最高保安管理責任者は理事長をもって充てる。

(2) 高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）は法及び危害予防規程を確実に実施せしめ、高圧ガスによる桜地区における災害防止並びに安全確保に努める責任と権限を有する。

(3) 高圧ガス製造保安係員（以下「保安係員」という。）はそれぞれの所管する施設の保安管理を分担する。

2 前項各号の関係は、別紙保安管理組織図のとおりとする。

(保安統括者等の選任)

第5条 最高保安管理責任者は、法第27条の2第1項に基づく保安統括者及びその代理者を選任する。

2 最高保安管理責任者は、施設の区分ごとに、製造保安責任者免状を有する者のうちから保安係員及びその代理者を選任する。

(規程類の管理)

第6条 最高保安管理責任者は、危害予防規程の細部を明らかにするため、基準を作成し、改正の必要がある場合は、その都度改正を行い、関連する規程類を十分に整備する。

(保安管理の記録)

第7条 保安に関する必要事項は、それぞれの保安係員が記録し保安技術の向上に資する。必要な記録は、保安統括者等の検印を受け保存する。保存期間は別に定める。

(保安査察)

第8条 最高保安管理責任者は、定期的に桜地区の保安状況を査察し、保安統括者等の意見を聞き、保安確保に関し指導する。

第3章 保安統括者等の職務

(保安統括者及び代理者の職務)

第9条 保安統括者は、桜地区全般の保安に関する業務を統括し、保安教育を実施する。

また、保安係員から桜地区の保安に関する意見及び提案があった場合は、最高保安管理責任者に報告し、それに対する指示を受ける。代理者は保安統括者を直接補佐する。

(保安係員及び代理者の職務)

第10条 保安係員は従事者を直接指揮監督する。また、その代理者は保安係員不在のとき、その職務を代行する。保安係員及び代理者の所管の施設に関する具体的職務は、次

のように定める。

(1) 施設及び製造の方法の管理

施設の位置、構造、設備及び製造の方法が保安規則等で定められた技術上の基準に適合するように監督する。

(2) 設備の運転管理

運転基準類の作成に関し助言を行い、従事者に周知させる。

安全な運転及び操作を行うよう従事者を訓練し、監督する。

運転管理について記録し、必要なものは保存する。

(3) 施設の維持及び管理

製造のための設備、保安設備、測定機器等に関する管理基準の作成に関し助言を行い、正常な機能を維持するよう管理する。

工事及び修理に際しては、基準にしたがい保安を確認する。

(4) 施設の巡視点検及び検査

施設の巡視点検及び定期自主検査を、基準にしたがって実施または監督し、かつ、記録する。また、その結果に基づく処置を行う。

(5) 協力会社の保安管理

協力会社の作業基準の作成及び保安管理について指導する。

(6) 異常状態に対する措置

異常状態に対する措置基準の作成に関し助言を行い、関係者に周知させる。また異常状態が発生した場合に、応急措置及び対策を実施する。

(7) 保安教育の計画及び実施

保安教育計画の作成に関し助言を行い、実施計画を作成する。

関係者に対し、所管の施設に関する保安教育訓練を実施する。

第4章 運転、操作等に関する保安管理

(製造の方法の技術上の基準)

第11条 保安係員は法第8条第2号に定められた基準に関して製造の方法が保安規則等及び運転基準に適合するように監督する。

(運転及びその管理を行う者)

第12条 保安係員は運転を管理し、従事者の運転及び操作を監督する。また、未経験者が従事するときは、熟練者が直接指導、監督する。なお、従事者に欠員を生じた場合は熟練者が代行できるようにしておく。

(運転、操作等に関する規程類の作成及び実施)

第13条 保安係員は運転及び操作に関する各種規程類を関係者に周知徹底する。定められた規程類は、状況の変化に伴い常に適正な規程として改定整備する。

2 運転及び操作の規程として、運転基準を定める。また、同基準に規定すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 装置の系統と機能
- (2) 運転の技術上の基準
- (3) 日常巡回点検基準
- (4) 故障時の処置
- (5) 緊急時の措置
- (6) 記録

(運転、操作等の記録)

第14条 保安係員は運転、受入、払出し、その他製造に関する保安上必要な事項を記録し、保存する。

第5章 施設に関する保安管理

(施設の技術上の基準)

第15条 保安係員は法第8条の第1号に定められた施設の技術基準に関し、所管の施設が保安規則等及び保安基準に適合するよう管理する。

(設備管理の規程類の作成及び実施)

第16条 保安係員は、設備管理の規程類として、保安基準並びに定期自主検査基準を定め、常に整備して関係者に周知させる。

同基準に規定すべき事項は次のとおりとする。

(1) 保安基準

- イ 施設の位置及び距離
- ロ 施設の構造及び保安装置
- ハ 境界線及び警戒標
- ニ 消火設備、通報設備、非常照明等の付帯設備
- ホ タンクローリー車の停車位置等の基準
- ヘ 設備の保安管理
- ト 修理、工事に関する保安管理

(2) 定期自主検査基準

- イ 検査項目
 - a 外観検査
 - b 気密試験
 - c 保安装置及び計測器検査
 - d 不同沈下測定
 - e 肉圧測定

ロ 検査期限

ハ 検査の方法、判定及び処置

(設備管理の記録)

第17条 保安係員は、施設の履歴、保全等に関する必要事項を保安基準にしたがって記録し、重要な記録は保安統括者等の検印を受け保存する。

(施設の検査)

第18条 保安係員は、定期自主検査基準にしたがって検査を行い、必要な対策を実施する。その結果を記録する。

2 茨城県知事、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う保安検査に際しては、検査方法等について事前に茨城県知事、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者の承認を得るとともに、保安係員等関係者が立ち会い、その指示に基づいて対策を行う。

3 保安係員は、前各項について改善等対策を行った場合、その結果を速やかに保安統括者に報告する。

(工事をを行うときの保安管理)

第19条 施設の補修、その他工事をを行うときは、工事責任者を予め定め、計画を立てて関係者と協議し、保安基準にしたがって作業を行う。

第6章 異常状態に対する措置

(不調・故障に対する措置)

第20条 保安係員は運転の不調及び故障に対しては、運転基準にしたがって適切な処置ができるように従事者を教育訓練しておく。また、保安係員は異常の原因を調査し対策を検討する。

(事故・災害に対する措置)

第21条 保安統括者及び保安係員は事故・災害に対しては、保安基準にしたがって、関係者を教育訓練し、適切に対処できるよう措置する。

(人身事故に対する措置)

第22条 最高保安管理責任者は、人身事故が発生したときの救急体制を定め、救急箱、担架等の救急用具を設置し、関係者を教育訓練する。

(異常状態に関する記録)

第23条 保安係員は異常の状況、時期、措置、対策等を記録し保存する。また、その結果を検討し、保安技術の向上に資する。

(通報、連絡等)

第24条 保安係員は事故、災害等発生時における必要な通報、連絡先を見易いところに掲示する。

(協力会社等との関連)

第25条 保安係員は、事故、災害の発生時における協力会社等への通報連絡について必要事項を定め、関係者を教育訓練する。

第7章 保安教育及び規程類の周知

(保安教育の計画及び実施)

第26条 保安統括者は、別に制定した保安教育計画に基づき、関係する職員に対し、保安意識の高揚、必要な規程類の周知徹底、保安技術の向上、異常状態に対する措置等につき教育及び訓練を行う。実施した結果は、記録し活用する。

(危害予防規程及び規程類の周知並びに活用)

第27条 危害予防規程は関係する職員及び協力会社の従業者に周知徹底させ、規程類は対象者別に必要な規程を重点に教育訓練し、活用する。

(事故災害対策訓練)

第28条 最高保安管理責任者は、事故、災害の発生に備え、桜地区内の防災訓練を定期的に計画し、実施する。

(改善提案等)

第29条 広く従事者に対し、保安に関する改善提案の制度を実施し、保安意識の高揚と保安の向上を図る。

(危害予防規程等に違反した者の措置)

第30条 保安統括者は、危害予防規程及び規程類に違反した者があった場合、その者を対象として特別に再教育等を実施する。

第8章 大規模な地震に係る防災及び減災対策

(地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立)

第31条 つくば市周辺で発生が予想される主な大規模地震に関する情報の収集、地震発生時における職員等の行動、緊急時の防災体制の確立については、国立研究開発法人物質・材料研究機構防災業務計画（平成27年6月30日 27規程第108号）及び国立研究開発法人物質・材料研究機構桜地区消防計画（平成25年7月30日 25規程第31号。以下「消防計画」という。）に基づいて行うものとする。

(桜地区における緊急措置訓練、避難訓練等の実施)

第32条 機構は、桜地区での地震発生時における情報周知訓練、製造設備の緊急停止措置訓練、避難訓練、避難完了確認訓練、安否確認訓練を行う。また、関係事業所、行政機関（警察、消防）、近隣住民等との連携を想定した防災訓練、避難訓練を行う。

(桜地区内避難所での食料・必需品の確保確認)

第33条 機構は、桜地区敷地内に避難場所を設けた場合の食料や必需品の確保状況等の確認を行い、消費期限等に伴い食料等を更新する。

(地震に対する事前及び事後対策の実施)

第34条 桜地区における地震に対する事前及び事後対策については、消防計画に基づいて行うものとする。

(その他必要な教育訓練等の実施)

第35条 機構は、第32条に定める訓練の他、桜地区において、次のような訓練を実施する。

- (1) 被災状況の関係行政機関（警察、消防、自治体）への通報訓練
- (2) 被災状況の近隣住民への情報周知訓練
- (3) 地震の終息後における製造施設の被害状況確認訓練
- (4) 保安に係る設備等に関する作業及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置に関する訓練

第9章 協力会社の保安管理

(指導及び監督)

第36条 協力会社の従事者に対し、それぞれ関係する規程類及び保安上必要な事項を周知徹底せしめ作業の保安につき、指導及び監督する。また、保安係員は協力会社の作業基準の作成を指導し、その従事者が基準を遵守するよう監督する。

(保安教育)

第37条 協力会社の従事者には、別に定めた保安教育計画にしたがい教育を実施し、また、協力会社の行う教育を指導し、保安を確保する。

第10章 危害予防規程の制定及び変更

(作成、制定及び変更の方法)

第38条 危害予防規程は、保安統括者が関係者と協議のうえ、原案を作成し、桜地区内関係会議の議を受けて最高保安管理責任者が制定する。また変更するときも同様に行う。

(制定または変更の届出)

第39条 最高保安管理責任者は、制定または変更した危害予防規程について、茨城県知事に遅滞なく届出る。

(経過の記録)

第40条 危害予防規程の制定及び変更の経過を明らかにするため、制定または変更年月日を危害予防規程原本に記録する。

(桜地区高圧ガス製造施設危害予防規程)

第 1 1 章 記録及び保存期間

(記録及び保存期間)

第 4 1 条 保安係員は、保安に関する各種記録を作成し、保存する。

2 その種類及び保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 高圧ガス受入記録 | 6 年 |
| (2) 日常巡回点検記録 | 設備の存する期間 |
| (3) 定期自主検査記録 | 設備の存する期間 |
| (4) 設備台帳 | 設備の存する期間 |
| (5) 事故、災害記録 | 設備の存する期間 |
| (6) 異常時の記録 | 1 0 年 |

附 則

この規程は、平成 1 3 年 6 月 1 4 日から施行し、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 1 年 6 月 1 1 日 2 1 規程第 8 8 号)

この規程は、平成 2 1 年 6 月 1 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年 3 月 2 4 日 2 7 規程第 8 0 号)

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年 3 月 1 2 日 2 0 1 9 規程第 1 2 号)

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 2 5 日 2 0 2 0 規程第 4 8 号)

この規程は、令和 2 年 8 月 2 5 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月 2 8 日 2 0 2 3 規程第 6 6 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

保安全管理組織図（桜地区）

